平成２６年（フ）第３３５号
札幌市豊平区平岸３条８丁目９番１―105号
債務者　城　　智恵
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５１号
札幌市東区北25条東19丁目７番15―702号
債務者　平井冨美子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５５号
札幌市北区篠路４条２丁目10番23号　ハイツ雅101号
債務者　鷲頭　由美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６１号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目２番31号　サンライズ南郷205号
債務者　河瀬美由紀
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６２号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目２番31号　サンライズ南郷205号
債務者　河瀬　貴哉
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６３号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目２番31号　サンライズ南郷205号
債務者　河瀬　麻耶
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６４号
札幌市豊平区平岸４条７丁目10番３号　サクシード平岸204号
債務者　河瀬　智哉
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６６号
札幌市北区新琴似６条13丁目４番23―２号
債務者　鈴木裕見子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９０号
札幌市南区澄川１条２丁目１番23号　アーバンコート澄川101号
債務者　加藤美紀江
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０５号
札幌市東区北28条東17丁目１番１号　タウンハウス17―25号
債務者　小野　健一
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０９号
札幌市北区新琴似８条13丁目７番13号　パレロワイヤルⅢ302号
債務者　松村　敏樹
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１４号
札幌市中央区宮の森４条10丁目３番25―305号、申立時の住民票上の住所札幌市西区西町南17丁目２番15号
債務者　佐藤　　肇
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２１号
札幌市豊平区平岸４条11丁目10番12―217号
債務者　中原　優子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２４号
札幌市豊平区福住３条２丁目５番22号
債務者　法名　孝樹
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２９号
札幌市北区新川４条９丁目３番22号　Ｃ・Ｐニューリバー Ａ103号
債務者　大佐賀麻美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３２号
札幌市東区北32条東８丁目２番26号
債務者　近藤　優光
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部